

三木市立学校園情報通信設備管理及び運用に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、三木市立小学校、中学校、養護学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）における情報通信設備の管理及び運用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、情報通信設備とは、教育委員会が学校園における情報教育の推進及び校務遂行のために整備したコンピュータ、校内コンピュータネットワークシステム（インターネットに係るシステムを含む。以下「校内LAN」という。）コンピュータ周辺機器類及びソフトウェアを総称するものとする。

2 この規程は、教職員が所有するコンピュータ（以下「個人機器」という。）を校務処理に用いる場合についても適用する。

(設備の積極活用)

第3条 学校園は、教育目標を達成するための手段として、情報通信設備を積極的に活用するよう努めなければならない。

第2章 校内組織等

(管理運用責任者等)

第4条 情報通信設備の管理及び運用に関する責任者は、学校園長とする。

2 学校園長は、情報通信設備の管理及び運用に関する事項を総括し、ネットワーク社会の中で学校園を代表する。

3 学校園長は、情報通信設備に関する実務又は技術的事項を補佐させるため、情報通信設備管理運用担当者（以下「担当者」という。）を選任するものとする。ただし、複数の選任を妨げない。

(管理運用委員会)

第5条 学校園には、情報通信設備の管理及び運用に関する事項を審議、決定する機関として、校内情報通信設備管理運用委員会（以下「委員会」という。）を置かなければならない。

2 委員会は、次に掲げる者により組織する。

学校園長

教頭

担当者

当該学校園に所属する教職員 若干名

3 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

次条に定める情報通信設備管理及び運用に関する規約の制定並びに改正に関すること

校内における情報教育推進に関する基本方針を決定すること

校内LANの変更に関すること

前各号に定めるもののほか、情報通信設備の管理及び運用に関して学校園長が必要と認める事項

を審議、決定すること

(管理運用に関する規約)

第6条 学校園長は、情報通信設備の適正な管理及び運用を確保するための規約(以下「規約」という。)を委員会に諮った上で制定しなければならない。

2 前項の規約は、情報通信技術の進歩等に対応して、随時改正するよう努めるものとする。

(委員会等の届出)

第7条 学校園長は、毎年度当初に次に掲げる事項を情報通信設備管理及び運用に係る校内組織等届出書(別紙様式第1号)により教育委員会に届出なければならない。

委員会の構成

担当者の職及び氏名

規約

第3章 管理

(現状の把握)

第8条 学校園長は、情報通信設備の現状が常に把握できるようにするため、システム図及び機器構成表等を備え、所属職員の周知を図らなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、校内LANのセキュリティー等機密に属する事項の周知は、必要最小限にとどめなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 学校園長は、情報通信設備を利用して取扱う児童生徒園児又は教職員その他関係者の個人情報(三木市個人情報保護条例(平成12年三木市条例第5号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報。以下同じ。)を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報通信設備及びデータの保護)

第10条 学校園長は、情報通信設備及び情報通信設備で取扱うデータを保護するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

校内LANへの外部からの不正侵入を防止するためのネットワーク接続環境に応じた対策

コンピュータ・ウィルスの早期発見、予防及び駆除

校内LANに接続するコンピュータのサーバへの接続権限の設定

ユーザID及びパスワードの保護

前各号に定めるもののほか、情報通信設備及び情報通信設備で取扱うデータ保護のため、教育委員会学校教育課長(以下「課長」という。)が指示する措置

(緊急事態発生に伴う措置)

第11条 学校園長は、外部からの不正侵入、システムおよびデータの改ざん、コンピュータ・ウィルス感染その他緊急の事態が発生したときは、直ちに校内のすべての情報通信設備を停止するとともに、教育委員会及び情報通信設備保守業者に報告し、その指示を受けなければならない。

(校内LANの変更)

第12条 学校園は、必要があるときは、次に掲げる範囲内で校内LANの変更を行うことができる。

校内LANに係るケーブルを延長し、新たな端末機器接続ポイントを設けること

校内LANに接続された端末機器の接続場所を変更すること、又は校内LANから切除すること

校内LANに接続されていないコンピュータ等を新たに校内LANに接続すること

2 学校園長は、前項の校内LANの変更を行うときは、あらかじめ委員会に諮った上で校内LANシステム変更承認申請書（別紙様式第2号）により課長の承認を受けなければならない。

3 課長は、前項の校内LANの変更を承認するときは、校内LANシステム変更承認通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。ただし、承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

4 課長は、必要があると認めるときは、学校園長に校内LANの変更を命じ、又は直接校内LANの変更を行うことができる。

（個人機器の校内LANへの接続）

第13条 学校園長は、校務遂行上必要があると認めるときは、個人機器を校内LANに接続することができる。ただし、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

校内LANへの接続に必要な機器類は、教育委員会が指定するものを用いること

適切なウィルス対策が行われること

2 学校園長は、前項の規定に基づき、個人機器を校内LANに接続しようとするときは、個人機器の校内LANへの接続許可申請書（別紙様式第4号）により課長の許可を受けなければならない。

3 課長は、前項の申請を許可するときは、個人機器の校内LANへの接続許可通知書（別紙様式第5号）により、許可しないときは、個人機器の校内LANへの接続不許可通知書（別紙様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

4 学校園長は、既に課長の許可を得て校内LANに接続した個人機器を校内LANから切除し、又は接続環境を変更しようとするときは、個人機器の校内LANへの接続環境変更届出書（別紙様式第7号）により課長に届出なければならない。

5 課長は、第3項の規定により個人機器を校内LANへの接続を許可した後において、次の各号の一に該当する事実があるときは、当該許可を取り消すことができる。

当該個人機器の接続が校内LANの運用上支障があるとき

当該個人機器の所有者又は使用者がこの規程（この規程に基づく要項、通知等を含む。）に違反したとき

前各号に定めるもののほか、課長が許可を取り消す必要があると認めるとき

6 学校園長は、前項の規定に基づき、許可が取り消されたときは、直ちに当該個人機器を校内LANから切除しなければならない。

（個人機器接続に係る費用負担）

第14条 前条第3項の許可を受けた個人機器を校内LANに接続するために必要な接続ポイント以降の機器、消耗品及び保守等に要する費用は、原則として当該個人機器所有者の負担とする。

（個人機器の使用制限等）

第15条 学校園長は、校内LANに接続する個人機器が校内LANに負荷をかけないための必要な措置を講じなければならない。

2 個人機器使用者は、校内LANを個人的な目的で使用してはならない。

第4章 インターネット

(インターネット利用に関する基本的事項)

第16条 学校園は、児童生徒園児及び関係者の個人情報の保護に留意しつつ、児童生徒園児の情報活用能力の育成、開かれた学校園づくりの推進、教科並びに総合的な学習の時間の充実等、すべての教育目標の達成に寄与するよう、インターネットの積極的な利用に努めなければならない。

(インターネットの利用形態)

第17条 学校におけるインターネットの利用形態は、概ね次の各号に定めるとおりとする。

情報の発信及び受信 各教科、総合的な学習の時間、特別活動及びその他の活動での学習事項のまとめ等の情報をWebページ上で発信するとともに、意見等を受信する。

情報検索及び収集 学習に関する情報をWeb上で検索・収集し、必要に応じて当該ページ開設者等に質問し、その回答を得る。

教材作成 授業で活用できる画像データ、文書データを収集し、加工して教材づくりに活用する。

国内及び国外の学校等との交流 電子メール、テレビ会議システム等を利用し、国内または国外の都市、学校等との交流を行う。

2 児童生徒園児のインターネットを利用した情報発信は、この規程の定めるところにより、教員の指導のもとに行うものとする。

(Webサイト上での情報の発信)

第18条 学校園は、インターネットを利用してWebサイト上で情報を発信するときは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

学校園の公的名称を用いること

三木市立教育センターのサーバにWebサイトを設置すること

発信する情報の内容は、教育上必要があり、かつこの規程に適合したものであることを、学校園長が認めたものであること

著作権の帰属先をWebページ上に明記すること

常に最新の情報を発信するよう、各Webページの更新を定期的に行うこと

(個人情報の発信)

第19条 インターネットを利用した児童生徒園児及び関係者の個人情報の発信は、学校園長が教育上必要があると認めた場合でなければ行うことができない。

2 学校園長は、前項の規定により発信する個人情報に起因して、本人(保護条例第2条第2号に規定する本人。以下同じ。)に不利益が生ずることのないよう必要な対策を講じなければならない。

3 第1項の個人情報の発信は、本人(児童生徒等未成年者の場合は、本人及びその保護者。)に対して個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、その同意を得た上でなければ行ってはならない。

4 個人情報を発信するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

氏名は、原則としてフルネームを用いない。

住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、信条、心身の状況等通常他人に知られたくない個人情報、又は他人に知られることによって不利益を受ける恐れのある個人情報は、特に必要がない限り発信しない。

写真は、個人が識別できるものは用いない、又は個人が識別できないように配慮する。

(インターネット利用に関する児童生徒園児への指導)

第20条 学校園の教員は、児童生徒園児のインターネットを利用した学習活動を行うにあたっては、次に掲げる事項について十分指導し、児童生徒園児が情報発信者としての自覚及び責任を理解するよう努めなければならない。

他人を中傷するような情報を発信しないこと

著作権、肖像権、知的所有権に配慮すること

前各号のほか、ネットワーク社会における基本的モラル及びマナーを遵守すること

2 教員は、児童生徒園児が情報を発信するときは、その内容を確認し、許可を与えた後でなければ行わせてはならない。

3 教員は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取扱い等の指導を徹底しなければならない。

(収集した個人情報の取扱い)

第21条 インターネットを通じて収集した個人情報の取扱いは、保護条例の定めるところによる。

第5章 その他

(調査及び報告)

第22条 教育委員会は、情報通信設備の管理及び運用の状況について、報告を求め、又は調査することができる。

2 学校園長は、前項の報告又は調査の結果、教育委員会が不適正であると認め、改善を命令したときは、直ちに当該命令に従わなければならない。

(著作権等の帰属)

第23条 学校園の教職員が情報通信設備を利用して製作した著作物(システム、コンテンツ、データ等)に関する著作権、その他の権利の一切は、教育委員会に帰属する。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、情報通信設備の管理及び運用に関して必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。